

令和7年度松阪市歯周病検診実施要領

1 業務名

令和7年度松阪市歯周病検診

2 業務の目的と根拠

健康増進法(第19条の2に基づく健康増進事業)による歯周疾患検診にて生涯を通じて健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう壮年期からの歯の喪失予防を目的とする。

3 実施期間

令和7年7月1日(火)から令和8年2月28日(土)まで。

4 実施機関

松阪地区歯科医師会管内の歯科医療機関

5 受診方法

検診希望者が、松阪地区歯科医師会管内の協力歯科医療機関一覧から選択し、歯科医療機関の窓口へ申し込むものとします。また、受けられる回数は年度内1回とします。同じ検診を2回以上受診された場合、2回目以降の検診は全額自己負担となります。

※年度内での妊婦歯科健康診査との併用はできません。

歯科医療機関は、検診の際には必ず「令和7年度松阪市歯周病検診受診券」で検診の対象かを確認し、証として実施日、医療機関印を受診券に押印して受診者に返却してください。

受診券が無いと検診は受診できません。受診券が届かない方や紛失された方は健康づくり課(31-1212)で(再)発行していただくようご案内ください。「再発行」された受診券をお持ちの方について、重複受診がないか受診記録等でご確認いただきますようお願いいたします。

6 対象者

松阪市に住民登録のある方で、当該年度において松阪市の実施する歯周病検診を受診していない方

健康増進法(第19条の2)に基づく健康増進事業として実施する事業	平成 6(1994)年 4 月 2 日～平成 7(1995)年 4 月 1 日	31 歳
	昭和 59(1984)年 4 月 2 日～昭和60(1985)年 4 月 1 日	41 歳
	昭和 49(1974)年 4 月 2 日～昭和50(1975)年 4 月 1 日	51 歳
	昭和 39(1964)年 4 月 2 日～昭和40(1965)年 4 月 1 日	61 歳
	昭和 29(1954)年 4 月 2 日～昭和30(1955)年 4 月 1 日	71 歳
松阪市独自の事業として実施する事業	平成元年(1989)年 4 月 2 日～平成2年(1990)年 4 月 1 日	36 歳
	昭和 54(1979)年 4 月 2 日～昭和 55(1980)年 4 月 1 日	46 歳
	昭和 44(1969)年 4 月 2 日～昭和 45(1970)年 4 月 1 日	56 歳
	昭和 34(1959)年 4 月 2 日～昭和 35(1960)年 4 月 1 日	66 歳

※受診券年齢は令和8年3月31日での年齢

7 歯周病検診内容

- ① 問診による生活習慣や自覚症状の確認
- ② 視診察
- ③ CPI検査(歯周組織検査 別紙1参照)
- ④ 歯科保健指導

8 検診結果票

検診結果票の問診欄は受診者が記入し、受診者の氏名、住所、年齢、受診券番号について、受診券に記載されているものと誤りがないか、記入もれがないかを確認してください。

9 判定区分

- (1) 異常なし:未処置歯、要補綴歯、その他の所見が認められず、CPIコードの歯肉出血、歯周ポケットともに0の者
- (2) 要指導:未処置歯、要補綴歯、その他の所見が認められず、下記の項目に1つ以上該当する者
 - a. CPIコードの歯肉出血1、歯周ポケット0
 - b. 口腔清掃状態が不良
 - c. 歯石の付着(軽度、中等度以上の者)
 - d. 生活習慣や基礎疾患、歯科医療機関等の受診状況等、指導を要する者
- (3) 要精密検査:下記の項目に1つ以上該当し、詳しい検査や治療が必要な者
 - a. CPIコード=歯周ポケットコード1または2
 - b. 未処置歯あり
 - c. 要補綴歯あり
 - d. 生活習慣や基礎疾患等、更に詳しい検査や治療を要する者
 - e. その他の所見ありで、更に詳しい検査や治療を要する者
- (4) 判定不能

10 受診者への説明

- (1)歯周病検診を受診する者には、検査方法など充分に説明を行ってください。
また、検診同日に検診以外の医療行為を実施される場合は必ず受診者の意思確認を取ってもらい、別料金になることを事前に誤解のないように伝えてください。
- (2)検診記録票の問診欄は受診者が記入し、未記入等不明な点は、必ず医療機関にてご確認ください。
- (3)受診者に検診記録票3枚目(本人用)を渡し、検診結果説明と適切な指導を医療機関が行ってください。
- (4)検診の結果「要指導」となった方には口腔清掃指導等、特に改善を必要とする日常生活について指導してください。「要精密検査」となった方には医療機関において精密検査を受診するよう指導してください。

11 検診結果の報告

- (1) 検診結果票の歯科医療機関名、担当医師名、検診結果、受診券記載の受診券番号(9桁)を医療機関にてご記入ください。3枚目(本人用)は受診者へ、2枚目(医療機関用)は控えとなります。

(2) 歯科医療機関は、各月ごとに歯周病検診請求書、検診記録票(健康センター用)を検診実施月の翌月 10 日までに松阪市健康センターへ郵送又は直接提出してください。

※年度分を一括で請求しないようお願いします。

3 月実施分について、3 月 10 日(火)までに請求できない場合は、必ずご連絡いただき、追加分を3月 25 日(水)必着で提出してください。また、これよりも遅くなるものは必ずご連絡ください。

実施件数・請求金額に相違があった場合は松阪市よりご連絡をいたしますので、修正後の請求書を速やかに送付願います。

(3) 検診結果票の記入にあたっては、受診券番号等、記入誤りのないように注意してください。歯周病検診の結果については国への報告が必要となっています。記入漏れがあった場合は、問合せさせていただくことになりますので、記録票欄内の検査結果は記入漏れの無いようお願いいたします。

(4) 記録票の在庫が少なくなった場合は追加送付させていただきますので、早めに健康づくり課(31-1212)へご連絡ください。

12 委託料および請求について

(1) 委託料と自己負担金について

・委託料の変更にもない、請求書を変更しています。

項 目	委託料	受診者の 自己負担(円)	市への請求額
歯周疾患検診	3,025 円	0円	3,025 円

※上記委託料は消費税及び地方消費税を含んだ金額です。

(2) 委託料の請求について

「歯周病検診請求書(医療機関用)」へ件数、医療機関名を記載後、検診記録票の1枚目(健康センター用)を添えて松阪市長宛てに委託料を請求してください。

検診記録票の枚数と「歯周病検診請求書」の件数が合うようにご確認ください。

請求は、検診実施月の翌月10日までとし、10日が土・日・祝日と重なった場合は「開庁日」の翌日までとします。(開庁日とは、土・日・祝日を除く日)

松阪市は、10 日までに請求いただきました場合、請求月の末日までに医療機関に対し委託料を金融機関の口座振込で支払い、振込後は各医療機関へ通知いたしますが、実施件数や請求額等に修正があった場合はこの限りではございません。

修正済請求書必着日以降に請求書が到着した際は、翌月以降のお振込みとなりますので予めご了承ください。

口座振込先について、年度中最初の請求の際に請求書に記載してください。

登録させていただいていますので、2回目以降は記載の必要はなく変更があればご連絡ください。

請求書はコピーでの使用が可能です。また松阪市のホームページからもダウンロードできますので

ご活用ください。

事務処理の都合上、検診記録票と請求書と一緒にホッチキス止めせずに、ご提出ください。

※請求期日を過ぎますと、翌々月の振込みとさせていただきます。

令和 5 年 10 月 1 日からの、消費税の仕入税額控除の方式としてのインボイス制度の導入に伴い、請求書の記載事項の項目を追加いたしました。

適格請求書発行事業者の登録を受けられた医療機関様におかれましては、請求書にご記入いただく際、従来の記載事項に加え、新たに追加いたしました適格請求書発行事業者の登録番号及び、請求額合計に対する消費税額を記載いただくことで、当請求書を適格請求書として取り扱うことが可能になります。必要に応じてご記入ください。

なお、適格請求書発行事業者の登録をされていない医療機関様におかれましては、消費税額の記載は不要(空欄)となります。

13 個人情報の取り扱いについて

個人情報保護法、法に基づくガイドライン等を遵守することとし、委託業務の実施上知り得た情報については第三者に漏らしてはならないこととします。受診者の個人情報の取扱いについては、松阪市の検診を受診することで「同意」の意思表示としています。

14 受診の周知

個人通知を6月下旬に対象者全員に圧着ハガキで郵送します。

【事務担当・請求書送付先】

名 称	住 所	TEL	FAX
松阪市健康福祉部 健康づくり課 (健康センターはるる)	〒515-0078 松阪市春日町一丁目 19 番地	(0598) 31-1212	(0598) 26-0201